

別添1 調査会開催状況

第1回 平成23年8月6日（土）午後1時から

委員委嘱の後、委員の互選により座長に大森彌東京大学名誉教授を選出した。

議長から、「(1)議会活動及び議員活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方に関すること。(2)その他議員報酬及び政務調査費の問題点や課題に関すること。」について、調査・報告を求める旨の諮問を受けた。

1 委員協議の結果

- (1) 調査会は原則として公開とする。
- (2) 議論の前提として、どういう制度が基本にあるのか（憲法、地方自治法、議会基本条例など）を委員が共通認識するとともに、県民にも伝える必要があることから、法改正の経緯や解釈を確認する。
- (3) 県議会議員の活動実態（どういう活動をどれだけ時間かけて行っているのか）をできるだけ詳しく把握する必要があることから、議員の活動実態を調査する。
- (4) 議員報酬や政務調査費について、議員自身の思いと県民の思いとのズレを探るため、そのような内容の調査結果の有無を確認する。
- (5) 政務調査費のできた経緯や、国の立法事務費などとの比較も念頭に置く必要があることから、法改正の経緯や解釈を確認する。
- (6) 非公開の協議で、次回以降年内の調査会開催日程を次のとおり決定した。

第2回 平成23年9月17日（土）午前10時から

第3回 平成23年10月17日（月）午前10時から

第4回 平成23年11月9日（水）午前10時から

第5回 平成23年12月22日（木）午後2時から

2 引き続き協議を要する事項

- (1) 県民の多様な意見を吸い上げ、統合する機能を持つ議会のコストは、単純に言えば「定数×報酬」であるが、今回は現行の定数や選挙区制度を前提とせざるを得ないので、報告の際に残された課題として記述するか。
- (2) 公式の議会活動以外に、さまざまな議員としての活動があるので、どこまでを県民の税金で賄うのか。
- (3) 議員報酬は地方交付税に算入されているが、現在の金額が何を重要な要素として決まっているか見てこないので、それが何か、納得できる説明になっているか。
- (4) 知事や市町村長は退職金が出るが、これも報酬であり任期4年に対する総支給額の比較という視点も置く必要があるのではないか。
- (5) 東日本大震災に係る拠出金のための10%カットは、活動にどれくらい影響があるのか。

3 配付資料

議員報酬に係る条例本則の月額及び期末手当の割合（全国状況）

議員報酬の実支給額等（全国状況）
三重県特別職報酬等審議会答申及び資料（平成18年）
三重県特別職報酬等審議会答申（平成17年）
三重県特別職報酬等審議会答申（平成14年）
知事及び副知事の給与条例本則の月額及び期末手当の割合（全国状況）
知事及び副知事の給与の実支給額等（全国状況）
政務調査費制度について（三重県の状況）
政務調査費に関する調（全国状況）

第2回 平成23年9月17日（土） 午前10時から

1 委員協議の結果

- (1) 歴史的には、法令上地方議会議員が常勤なのか非常勤なのか明確にされず、名譽職的なのか有給の専任職なのかあいまいであったことを確認した。
- (2) 過去の国会答弁等で見ると議員報酬で生活保障はしておらず、名譽職的な性質はなくなっていないが、できるだけ議員の活動実態に合わせた報酬は出すべきだとの考え方であることを確認した。
- (3) 監査委員や充て職に対する報酬も確認するため、議員の本務に付隨する処遇について第4回調査会で把握する。
- (4) 三重県の議会改革に関する県民の意識と議員の意識との違い等を資料により把握した。
- (5) 政務調査費が法制化された背景等とともに、国會議員の立法事務費等との違いを資料により把握した。
- (6) 政務調査費は、議員の調査研究に資するため交付されているが、「政務」とは何かということは規定されていないことを確認した。
- (7) 議員活動実態アンケート調査の内容及び進め方を確認し、次回調査会で集計結果を把握する。
- (8) 三重県特別職報酬等審議会が、今までどういう判断で額を決めていたか確認する必要があるため、次回調査会で議事録を確認する。

2 引き続き協議する事項

- (1) ボランティア型の議員、議会でもよいとの考え方もあるので、三重県議会がそういう考え方を取るのかどうか。
- (2) 議会活動にも反映するような議員としての自己研鑽のための活動は、ある程度は公費支給の対象としてカバーされるべきではないか。
- (3) 公費支給からみた活動日数は、片手間ができるようなものではないので、ヒアリング等も実施して、三重県議会議員の活動実態にふさわしい議員報酬を考えるのが順当ではないか。
- (4) サラリーマンを辞めて議員になるのは、よほどのことであるので、誰でも議員になれて、一定の生活ができるようにすべきであるなら、それなりの報酬は出すべきではないか。

- (5) 正副議長は、一般の議員とは違った勤務実態があるが、委員長も重要人事であるので、加算の検討が必要ではないか。
- (6) 政治活動と政務調査活動は区別が難しく、三重県なりに政務調査費の対象にならない政治活動を明確にしたうえで、それ以外は大らかな扱いにしないとうまくいかないのではないか。

3 配付資料

- 地方議会議員と公費支給－その法的扱い（大森座長提出）
- 地方議会議員と地方公共団体の長との給付面での相違
- 地方自治制度の沿革
- 戦前の公務員制度
- 政務調査費制度創設の経緯
- 国会議員と地方議会議員の比較（給付関係）
- 三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート（三重県議会議会改革諮問会議実施）
- 議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート （同）
- 「議会・会派・議員活動」にかかる状況把握アンケート （同）
- 旅費からみた三重県議会議員の活動実態について
- 三重県議会議員活動実態アンケート調査の実施について

第3回 平成23年10月17日（月） 午前10時から

1 委員協議の結果

- (1) 議員の活動時間数のほか議員活動、議員報酬、政務調査費等に関する議員の考え方を資料により把握した。
- (2) 会津若松市議会では、議員活動を性質別に分け、1日8時間として年間何日活動しているかを出しているので、活動時間数集計の分析をすることとした。
- (3) 議員ヒアリングを非公開で実施することを決定した。
- (4) 三重県特別職報酬等審議会における議員報酬、知事等の給料に関する議論を資料により把握した。

2 引き続き協議する事項

- (1) 県民が客観的な評価を下せるよう、県民に各議員の活動成果が定期的に分かるような工夫が必要ではないか。
- (2) 議員の活動のうち、公費支給の対象になるのはどういう活動なのか。
- (3) 生活費か活動費なのか明確にして欲しいとの意見があったが、家族を養って十分生活できる報酬であるべきではないか。
- (4) 制度上は兼業が認められているが、現実には議員報酬だけで生活している議員もいるので、どちらを重視して議論していくのか。
- (5) 知事の収入は、給料とボーナスと4年ごとの退職金であるので、この総額で年収を見て、議員と比較するとどうなるか。
- (6) 三重県は、委員長に対する報酬の上積みを出していないが、委員長は、権限は

薄くとも重要な責務を負っているのではないか。

- (7) 三重県の報酬等審議会は議員と三役とを比較しているが、同じ公選職である知事と比較すべきではないか。
- (8) 平成18年の審議会では、議会側は議長と知事は対等であるべきと主張し、審議会は同列にみなすことはできないと言っているが、議会は現在も同じ考え方かどうか。
- (9) 知事と平均的な議員の活動時間の割合を比較して、知事の年間報酬の何割というようなものが一つの尺度になるのではないか。そのうえで、責任や性質の違いをどの程度織り込むか。
- (10) 政務調査費で行われる活動は、公的性格を持ったものとして認められているのであるから、それに費やした時間も反対給付の対象になるというところまでは論理的ではないか。

3 配付資料

議員活動実態アンケート調査関係

結果概要

活動分類別集計結果

自由記述

三重県特別職報酬等審議会関係

議事録（平成18、17、14、7年度）

提出資料（平成17、14、7年度）

第4回 平成23年11月9日（水）午前10時から

1 委員協議の結果

- (1) 議員の活動内容の分類と日数換算の手法について資料により把握した。
- (2) 議員は、定例会中の会議以外は仕事をしていないイメージがあるので、県政に係わる仕事をどの程度しているのか、データで明確に伝えることとした。
- (3) 先行自治体（会津若松市・北海道福島町）議会における、議員報酬の算定方法を資料により把握した。
- (4) 監査委員の待遇とともに知事及び副知事の待遇を資料により把握した。
- (5) 平成23年度普通交付税の議員報酬に係る交付税措置及び特別職（常勤）給与費単価を資料により把握した。
- (6) 知事が1年間でどれくらい職務のために活動しているのか議員と比較するため、知事の活動状況が調査できないか打診することとした。
- (7) 基本的には、条例本則で決めるべき額を報告することとする。
- (8) 調査会の報告書の構成を次回提出することを確認した。

2 引き続き協議することとした事項

- (1) 活動時間の日数換算は、6～9時は除外して18～21時は算入するというのが常識的ではないか。

- (2) 県民は、後援会活動や選挙活動は報酬の対象ではないというイメージは持っていると思う。それにより議員活動が維持されている面はあるが、どこで線を引くべきであるか。
- (3) 知事の総所得をどこまで見込むのか、職務や責任の違いによる単価をどう考えるのか。
- (4) 知事にだけ退職金があることは前提条件として、それを含めた4年間の所得総額を比較し、それに活動日数や責任の違いをどう盛り込むか。
- (5) 一人で外に向かって県を代表し責任をとる立場にある知事と、合議体のメンバーである議員の責任の重さの違いを、報酬としてはどの程度の比率で考えるのが正当であるか。
- (6) 議員としての報酬を考えたうえで、議長・副議長の役職加算の比率をどう考えるか。委員長にも役職加算をすべきかどうか。
- (7) 委員長は委員会審議を取りまとめて報告する責任を負っているので、普通の議員と同じでよいのか。
- (8) 委員会が重視されるのは好ましい方向だが、それを報酬に反映させるのは話が複雑になるので、責任は任期の中で共有していると考えるべきではないか。
- (9) 報酬算定の具体的な方式を作るだけでなく、二元代表制や首長と議会のあり方の問題など、これから目指す大きな方向も示すべきではないか。
- (10) 三重県議会の改革をさらに進めていくための観点や、今後、全国の議会がこの問題を考える際の先行事例としての観点も必要ではないか。
- (11) 地方議会の議員はボランティアでいいという意見もあるが、議会活動を職務として行う限り、その意見は成り立たないのではないか。
- (12) 三重県議会はフロントランナーとして議会改革に取り組んできたし、今後も役割を果たしていくことが県民にも理解されるような形にすべきではないか。
- (13) 報酬の報告の際にも、政務調査費との関係は大きな方向を言っておく必要があるのではないか。
- (14) 中間報告では、報酬と政務調査費は違うということと、現在はこういう扱いになっていて現実はこうだというところまでにして、どうすればよいかという議論は残っているということでどうか。
- (15) 1円から領収書を整えることはできるが、政務調査がどういうところで役立っているのか説明するのは難しい。手続きで縛ることが本当に議員活動を支援することになるのか。
- (16) 仕事の質を高めるために必要だが、それをどう証明するかはもう少し仕組を考えたほうがいい。第二報酬ではないということははっきりさせるべきではないか。

3 配付資料

議員活動実態アンケート調査関係

アンケート調査の分析

自由記述（記述内容別）

特別職に対する公費支給について

「議員報酬」に係る交付税措置（平成23年度）（大森座長提出）

特別職（常勤）給与費単価（平成23年度）（大森座長提出）

他の自治体における事例

会津若松市議会

議会活動と議員定数との関連性及びそれらのあり方

福島町議会

福島町方式のポイント

新聞記事（2011.6.10 自治日報）

議員定数と議員歳費に関する答申

第5回 平成23年12月22日（木）午後2時から

1 委員協議の結果

- (1) 「公選職」と定義したうえで、知事との比較で考えることを基本的な方向としている。
- (2) 県の財政力指数と議員報酬額は、大きな傾向としては関係している。議員活動にはそれほど違いがないはずなのに、財政力によるアンバランスが生じている。
- (3) 議員の活動の中で明らかに公務性のあるものに報酬を払うというよりも、公務性の度合いが異なるさまざまな活動があることが分かったのだから、それらを経済的に保障するために報酬を払うというほうが説明しやすい。
- (4) 任期中、他の収入がなくとも活動に専念できる条件を報酬によって実現すべきである。
- (5) ボランティア論には反対だが、対義語として「職業人」というのには違和感がある。「職業人」という言葉には、一生の職とかキャリアを人生設計の一部として考えるというニュアンスがある。

2 引き続き協議する事項

- (1) 知事の公務日数と議員の活動日数を比較した数値をベースに考えていくということではないか。
- (2) 知事の活動の質や重要度と議員のそれをどのように斟酌するかという議論が残っている。
- (3) 退職金を含めた4年間の支給総額と比較するのか、報酬月額と比較するのかも大きな問題である。
- (4) 今は特別職の公務員の中に一括りにされているが、選挙によって選ばれて公共の福祉のために働く「公選職公務員」と位置付けるべきではないか。
- (5) 報酬の加算要素として、議会内の調整等の役割はみないが、正副議長の対外代表機能に伴う職責や活動時間はみていくという考え方もあり得る。

3 配付資料

議員ヒアリング結果概要

議員と知事との公務時間等の比較

議員報酬及び期末手当の年額（財政力指標別）
中間報告の構成案
市長の給与（参考資料）

第6回 平成24年1月20日（金） 午前8時から

文案調整（非公開）

第7回 平成24年1月30日（月） 午前10時から

中間報告審議・決定

政務調査費についての検討

1 委員協議の結果

- (1) 法律が期待している政務調査活動と、議員活動の実態を合わせた議論をしないと判断できない。
- (2) 政務調査が何かよく分からぬというのが、最大の問題である。
- (3) 会派15万円、個人18万円の理由、根拠が分からぬ。制度を作ったときに、なぜこの金額にしたのかは聞かねばならない。
- (4) 用途、使い勝手については色々意見があり、あまりあれこれ言うと難しいところもある。幅広く検討して、実態に即して考えていかねばならない。
- (5) 会派分も出ているのだから、会派活動なども検討していかねばならない。最低限、支給実態は聞きたい。

2 引き続き協議する事項

- (1) 政務調査費の概念定義をきちんとして、それに完全な情報公開を組み合わせることで、ある程度常識的な線が出るのではないか。
- (2) ヒアリングでは、使い方や精算が大変との話が多かった。あり方はもちろんだが、支給や精算の仕方をできるだけ民間会社に近いようにしてはどうか。
- (3) ガイドラインを見ると、民間の精算の仕方と違いがある。実費部分はいいが、定額部分に県民の理解が得られるのかと感じる。
- (4) 広域自治体は政党政治で動いていくべきだと思うので、会派分は、会派の政策判断の質を高めることが期待されている性格のものだと思う。
- (5) 県民は、どのように受け止め、理解しているのか。政務調査費の認知度はどのように。
- (6) 金額に基準はなく、どれくらい議員の活動を支援するのか、議員の質を高めるためにこれだけは保障するという決め方の話だと思う。

3 配布資料

三重県政務調査費の交付に関する条例
三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程
政務調査費ガイドライン

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
職員等の旅費に関する条例(抜すい)
政務調査費に関する議員意見について

※調査会終了後、座長が正副議長とともに、中間報告についての記者会見を行った。

第8回 平成24年2月17日（金） 午前10時から

1 委員協議の結果

- (1) 県政調査研究費交付金から政務調査費に切り替わった時、どうして現在の額になったのかなど、当時の経緯に詳しい職員や議員がいれば聞いてみたい。
- (2) 地方交付税では都道府県分の政務調査費は措置しているが、市町村分はしていない。総務省は理由を明確にしないが、再度、政務調査費の地方交付税上の扱いについて照会したい。
- (3) 他の自治体における会派分と個人分の比率などについて、財政力指数のグループ分けで整理した資料が欲しい。
- (4) 事務処理が煩雑だということと、きちんと説明がつくということはトレードオフの関係にある。
- (5) 手続きを緩めると、所得ではないものが自由に使えるという話になって、県民の理解が得にくい。
- (6) 会派及び個別の議員にヒアリングをして、具体的に何が問題なのか確かめたい。
- (7) 全額使い切る人もあれば、全額返還する人もあるって両極端である。なぜこんな違いが出るのか、理由が知りたい。
- (8) 政務調査費を活動のどこに充てているかということと、実際の議員活動の比率は別である。使い方にいくつかパターンがあるので、なぜそういう構成になっているのか聞きたい。

2 引き続き協議する事項

- (1) 公費支給なので制約があるのは当然だが、煩雑で使い勝手が悪いように見える。もう少し民間準拠のような形で改善できないか。
- (2) イギリスでは、使い勝手よく認めて、用途も厳しくは制限しないという運用をした結果、大きなスキャンダルになった。そういう制度設計は、やはりだめなのだと思う。
- (3) 市議会議員の平均レベル程度の額であれば対応できるだろうが、月額33万円となると、その事務処理のためにも経費がかかるという矛盾を来たしている印象がある。
- (4) 政務調査費とはこういう性質のもので、実際の活動にこういうふうに役立つから、こういう水準で考えるというような説明ができるといい。
- (5) 活動実態アンケートでは、現地調査の時間が一番多かった。この部分の実態が把握できないと、報告書を出した時に県民が理解できないのではないか。
- (6) 法律で「会派」が出てくるのは政務調査費の項目だけであるが、都道府県議会は事実上、会派が構成されているので、会派とは何かということも議論したい。

- (7) 県民からみれば報酬を含めた公費支給の総額が問題ではないか。三重県議会議員の処遇のあり方について、公費支給全体の考え方を示すべきだと思う。

3 配布資料

県政調査研究費交付金の推移
政務調査費の交付金額について
政務調査費収支報告状況（平成19～22年度分）
平成22年度政務調査費（会派分）の科目別支出状況
平成22年度政務調査費（議員分）の科目別支出状況
平成22年度政務調査費（議員分）の使途の構成比
政務調査費に係るこれまでの論点整理

第9回 平成24年3月26日（月）午後1時から

1 委員協議の結果

- (1) 標準的な経費として交付税措置がされていることは政務調査費の性質をどう考えるかということの一端であり、少なくとも都道府県については措置されていると理解しておくこととする。
- (2) 明確に個人と会派を分けずに、会派分の中から所属議員に配分するやり方もあるということが見えてきている。
- (3) 近年、他県では会派が会派分と議員分を決められるという条例改正が行われているところがある。政務調査費を使ううえで会派がどういう役割や性格をもっているかということに通じるので調べたい。
- (4) 全く使わない人も含めた返還率であることは配慮する必要がある。また、按分の場合は自己資金を手当てしないと使えないでの、それによって抑えられている面もある。
- (5) 経費の精算方法について、民間企業ではどんどん実費精算に切り替わっている。世間の変化と議会の制度のズレに批判が出ている気がする。
- (6) 財政力指数のグループ分けで整理した他の自治体の状況を資料で確認した。

2 引き続き協議する事項

- (1) 県全体として議会費用を考える場合、選挙区制度を含めた定数問題についても何がしかのことは言う必要がある。
- (2) さまざまな階層の人が議員になると同時に、地域代表という要素も満たすような選挙制度を県議会から問題提起できれば意味があるのでないか。
- (3) 議員分、会派分とも20%以上返還されているということで、概ね2割くらい削減できるというようにも考えられる。
- (4) 必要がなかったから返還されたのか、それとも使いにくいかからそうなったのか理解が難しい。
- (5) 政務調査活動と政治活動はきれいに分けられないが、現実にはどこかで線を引くことになる。それが議員活動を応援することになるのか悩ましい。

3 配布資料

政務調査費に関する調 (財政力指指数グループ別)
会派分 政務調査費収支報告状況 (平成19～22年度分)
会派分 政務調査費執行状況 (平成17～22年度分)
議員分 政務調査費収支報告状況 (平成19～22年度分)
議員分 政務調査費執行状況 (平成17～22年度分)
議員の政務調査費に関する交付税算入について

第10回 平成24年4月20日(金) 午前9時30分から

1 委員協議の結果

- (1) 議員ヒアリングの結果概要を資料により確認した。
- (2) 他県では、政務調査費を条例化した際に第三者機関の意見を聴取したのか、調べることとした。
- (3) 交付税措置の算入額は、制度の趣旨や経緯からみても金額の根拠にはならない。
- (4) 中間報告は、社会経済情勢などの政治判断とは区別して、本則としてどうあるべきかを報告したものであることをもう一度きちんと言っておく。
- (5) 最終報告は、中間報告も入れてワンセットで示したほうが分かりやすい。
- (6) 会派が会派分と議員分を決められるという条例改正が行われている府県の状況を資料により確認した。

2 引き続き協議する事項

- (1) 用途がばらついているということは、現在の仕組がさまざまな人の意向や希望に沿っていて、大きな弊害は出ていないとも言える。
- (2) 三重県議会議員の活動は多様性があることが分かった。それはとても良いことであり、それを阻害しない方向で考えたい。
- (3) 合議制の機関である議会の活動は、個々の議員の活動基盤の強化がないと充実しない。そういう整理のうえで、金額やガイドラインの見直しを検討することになる。
- (4) 使ったお金がどう役立っているのか、どういう効果があるのか、県民に答えられなければいけない。
- (5) 調査雑費とか宿泊費とか実費になっていない部分があり、民間の精算方法から少し外れている。実費が基本ではないか。
- (6) 返還率を考えれば、2～3割は減額してもいいと思う。
- (7) 会派分を減額している影響は、直接的には出ていない。会派分には緩衝機能があるという印象である。
- (8) 他県では、会派に会派分と議員分の配分の裁量を与えるという方向が出てきており、三重県でも有力な選択肢だと思う。
- (9) 調査の枠を外して、幅広い議員活動に対応できる「政務活動費」にするという法律改正の動きがある。展望的な観点に立って、政務調査費の将来について何か言つてもいいのではないか。

- (10) 選挙区や定数など、今後検討を要する課題についても列記するぐらいのことはすべきではないか。

3 配布資料

政務調査費に関する議員ヒアリング結果概要
会派が配分を決定できるようにする条例改正の状況
政務調査費に関する地方自治法改正の施行通知について
第48回地方分権改革推進会議小委員会議事概要（抜粋）
議会機能の充実強化を求める緊急要請（大森座長提出）
「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」（抜粋）
(地方分権改革推進会議 平成16年5月12日)
新聞記事（2012.3.2 自治日報）

第11回 平成24年6月12日（火）午前9時30分から

1 委員協議の結果

- (1) 政務調査費の条例制定前後の状況について、資料により確認した。
- (2) 議員ヒアリングは今回の調査の中での大きな成果である。
- (3) 会派によってスタイルが違うので、会派毎に配分が選べるのがいい。
- (4) なぜ会派分があるのかという趣旨をもう一度考え直すべきである。
- (5) 三重県議会基本条例では、「政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。」となっているので、これに合わせて政務調査費を位置づければ説明できる。
- (6) 政務調査費を報酬に入れるという意見はあるが、報酬に入れても報酬を上げることは難しく、実際は下がることになるため軽々にはこのことは言えない。
- (7) 改善案は、当面の目標と中長期的な目標という位置づけで記載する。
- (8) 調査会としては展望的な観点が必要である。三重県の基本条例で対応できる部分と、法律改正が必要な部分はあるが、とりあえず基本条例ができるところまでは提示する。
- (9) おわりにあたってでは、議会活動全体のかかっている経費トータルの視点があつてしかるべきである。また、中間報告に対して県民から反発があったので、趣旨をもう一度書いておく必要がある。

2 引き続き協議する事項

- (1) 今回の報告書で合法的に支出されている政務調査費の実態を調べ、ある種の改善策を出すこともできるが、それにとどまつてもいいのか。
- (2) 立法事務費と政務調査費は調査研究の部分では同じだが、政務調査費は監視機能が想定されており、政策形成という発想はなかったのではないか。
- (3) 額については、その根拠が分からなかつたので、適正額が説明しにくい。
- (4) 返還率については、全額返還している議員もいることも考慮すべきである。平均返還率が2割だから、2割カットしてもよいということではない。

- (5) 2割減額していることや現在の経済情勢を考えると、2割程度減額しても議員活動に影響しないと記述してもいいのではないかと思う。交付水準を下げる代わりに自由度を高める方法もあるのではないか。
- (6) 政務調査費の名称の改正が検討されている動きについて、我々が何か言うかどうかである。

3 配布資料

政務調査費の条例化に関する調査結果
最終報告の構成案
最終報告の骨子案
政務調査費に関する補足（参考）メモ（大森座長提出資料）

第12回 平成24年6月15日（金） 午後1時から

文案調整（非公開）

第13回 平成24年6月20日（水） 午後2時から

文案調整（非公開）

第14回 平成24年6月28日（木） 午後1時から

最終報告審議・決定

※調査会終了後、最終報告が議長に提出され、調査会委員が正副議長とともに、最終報告についての記者会見を行った。